横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱

制 定 平成 18 年 3 月 27 日福地第 10540 号 (局長決裁) 最近改正 令和 4 年 9 月 30 日 健地支第 607 号 (局長決裁)

(目的)

第1条 横浜市地域包括支援センター運営事業(以下「本事業」という。)は、高齢者が住み慣れた地域で、 尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、地域の高齢者の心身の健康維持、介護予防・ 保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、横浜市とする。

(実施方法)

- 第3条 本事業は、地域ケアプラザにおいて実施する。ただし、地域ケアプラザの担当区域外については、 別表第1に定める特別養護老人ホーム併設地域包括支援センター(以下「特養包括センター」という。) として市の指定する特別養護老人ホームに委託する。
- 2 地域包括支援センター(以下「包括センター」という。)は、担当する地域が広い場合、地域住民の利便性を確保するため相談窓口としてブランチを設置することができるものとする。
- 3 ブランチは、常に包括センターと連携協力して相談事業を行うものとする。

(対象者)

- 第4条 包括センターの利用対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 利用対象者は、原則として、市内に居住するおおむね 65 歳以上の高齢者及びその家族並びに医療 従事者、サービス事業者、福祉保健医療関係団体及び介護支援専門員(ケアマネジャー)等とする。
 - (2) 介護予防支援の利用対象者は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づく要支援者(以下「要支援者」という。)とする。
 - (3) 第1号介護予防支援の利用対象者は、要支援者及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者とする。

(包括センターの業務内容)

- 第5条 包括センターは、区福祉保健センターと密接な連携を図りつつ次の業務を行う。
 - (1) 総合相談支援業務
 - (2) 認知症支援事業
 - (3) 権利擁護業務
 - (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等
 - ア 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - イ 在宅医療・介護連携推進事業
 - (5) 地域ケア会議
 - (6) 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)

指定介護予防支援事業は、横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 52 号)に定める業務

第1号介護予防支援事業は、横浜市介護予防ケアマネジメント実施要綱(平成27年12月24日健 高在第924号。以下「ケアマネジメント要綱」という。)に定める業務

- (7) 一般介護予防事業(介護予防普及強化業務)
 - 横浜市一般介護予防事業の実施に関する要綱(平成28年4月1日健高在第1306号)に定める業務
- (8) 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築
- (9) その他
- 2 前項各号に掲げる業務は、包括センターにおいて行うだけでなく、地域に積極的に出向いて行うものとする。
- 3 保健・福祉・医療の専門職などが連携し、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケア が行われるよう、地域の関係者と連携を図る場を設ける。
- 4 区内あるいは市内の他の包括センターとの連携を図り、圏域を超えたネットワーク形成にも努める。
- 5 特養包括センターにおいては、第1項各号に定める業務内容に加え、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号)に定める生活支援体制整備事業を実施するものとする。

(区福祉保健センターの役割)

- 第6条 区福祉保健センターは、包括センターを支援・指導し、密接な連携を図りつつ、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 区内の包括センターの統括を行うこと。
 - (2) 包括センターの事業計画書作成を支援し、包括センターが作成する事業報告やその他事業の実施状況をもとに、事業実績評価を行うこと。
 - (3) 包括センターからの相談等に適切に対応すること。
 - (4) 別表第2に掲げる会議を開催すること。
 - (5) 必要に応じ、福祉保健サービス利用情報等を包括センターに提供すること。
 - (6) その他必要と認める事項

(健康福祉局の役割)

- 第7条 横浜市健康福祉局は、包括センターにおいて適正に事業を実施することができるよう、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 包括センターの運営方針を提示し、包括センターと福祉保健センターの役割分担及び連携の強化について総合的な支援を図ること。
 - (2) 包括センターの体制の整備に努めること。
 - (3) 横浜市介護保険条例(平成12年3月横浜市条例第27号)第18条に定める横浜市地域包括支援センター運営協議会の実施に関すること。
 - (4) その他必要と定める事項

(利用手続き)

第8条 介護予防支援等の利用手続きは、次のとおりとする。

(1) 介護予防支援の利用

利用希望者は、その区域を担当している包括センターに直接申し込み、介護予防支援契約を締結する。

(2) 第1号介護予防支援事業の利用

ケアマネジメント要綱第5条に定めるとおりとする。

(職員の配置等)

- 第9条 包括センターには、横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱(平成3年11月21日民地第748号。以下「地域ケアプラザ要綱」という。)別表第2及び別表第3に定める基準に従い、包括センター職員を配置することとする。ただし、特養包括センターにおいては、包括センターの中に同表に定める包括センター職員及び生活支援コーディネーターを配置することとする。
- 2 各職種が相互に連携・協働しながらチームとして業務を実施できるよう、情報の共有や業務の実施体制に特に配慮するものとする。
- 3 包括センターは、当該職員に対して積極的に研修等の機会を与え、その資質向上及び意識啓発に努めるものとする。

(職員の責務)

- 第10条 包括センターの職員は、公正・中立性に十分留意して行動しなくてはならない。
- 2 包括センターの職員は、個人情報の保護に万全を期し、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 包括センターの職員は、本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等 あらゆる機会をとらえ、相談票、サービス基本台帳の作成、個別サービス計画の策定及びネットワーク 形成等の知識・技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

(地域活動交流事業等との関係)

第 11 条 包括センターは、地域ケアプラザにおける地域活動交流事業及び生活支援体制整備事業と十分 に連携・協力体制をとるものとする。

(開館時間及び休館日等)

- 第 12 条 地域ケアプラザで実施する包括センターの開館時間及び休館日については、地域ケアプラザ要綱第5条第1項に定めるとおりとする。
- 2 特養包括センターについては、前項の規定に準じて実施するものとする。ただし、健康福祉局長が特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。
- 3 開館時間における包括センターの相談時間は、次のとおりとする。
- (1) 月曜日から土曜日 午前9時から午後6時まで
- (2) 日曜日及び祝休日 午前9時から午後5時まで

(電話による相談受付時間)

- 第13条 包括センターの電話による相談受付については、24時間対応の体制をとるものとする。
- 2 前項の相談実施体制については、別に定める要領による。

(書類の整備)

第14条 包括センターには、相談票及びサービス基本台帳のほか、業務日誌、経理に関する帳簿等必要な 書類を備え付けるものとする。

(経理)

第 15 条 包括センターの管理責任者は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分するものとする。

(事業実施状況等の報告)

- 第 16 条 包括センターは、月ごとの事業実施状況並びに各年度の事業計画書、収支予算書、事業報告書及 び収支決算書等を定められた様式に従って、区福祉保健センターの示す期日までに、所在地の区長に報 告するものとする。
- 2 区福祉保健センターは、前項によって提出された報告書の全部又は一部を第 18 条の区地域包括支援 センター運営協議会及び健康福祉局長に報告するものとする。
- 3 健康福祉局長は、第1項に規定するもののほか、必要な事項について包括センターに報告を求めることができる。

(利用料)

第17条 包括センターの利用料は、原則として無料とする。

(運営協議会の設置)

第18条 本事業の運営が、公正・中立性を確保し、地域のニーズや意向を反映して行われるよう、福祉・保健・医療の関係団体及び利用者代表で構成する包括センター運営協議会を、各区に設置する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、運営に関する必要な事項については、健康福祉局長が定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

別表第1 特養包括センター (第3条第1項)

実施施設名	施設所在地	運営法人
若竹苑	神奈川区羽沢町 550-1	社会福祉法人 若竹大寿会

別表第2 会議(第6条)

会議名称	概要	
区地域包括支援センター連絡会	区内の包括センターへの情報提供、連絡調整等	
区居宅介護支援事業者等連絡会	区内の居宅介護支援事業者等への情報提供、連絡調整等	
	包括センターごとに、区福祉保健センターとの間で、地	
地域包括支援センターカンファレンス等	域の要援護者等についての統括的な調整	
	既存の定例カンファレンスや事例検討会など	